

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

「総合口座および流動性預金関連規定集」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、未利用口座管理手数料の新設にともない、下記のとおり「総合口座および流動性預金関連規定集」内の「普通預金規定」を2020年11月2日(月)より改定いたします。

なお、今回改定する箇所は2020年11月2日以降に普通預金口座を開設されたお客さまが適用となります。

下表では、改定する箇所のみ記載しています。

記

改定前	改定後
<p>普通預金規定</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1)～(3) 【省略】</p> <p>(4) この預金が、最終の預入または払戻から5年間利息決算以外に入出金がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 【省略】</p>	<p>普通預金規定</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1)～(3) 【変更なし】</p> <p>(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 【変更なし】</p> <p>16. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻がない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落としします。</p> <p>(3) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知を行わないことがあります。</p> <p>附則 本条は2020年11月2日以降に開設された口座に適用されるものとします。</p> <p>17. (規定等の変更)</p> <p>(1)～(2) 【変更なし】</p>
<p>16. (規定等の変更)</p> <p>(1)～(2) 【省略】</p>	<p>17. (規定等の変更)</p> <p>(1)～(2) 【変更なし】</p>

以上